

会 議 録 要 旨

1. 会議名称	令和3年度 第1回 恵庭市公営企業経営審議会
2. 開催日時	令和3年7月29日(木) 10時00分～11時15分
3. 開催場所	各対応場所及び恵庭市市民会館第一会議室(委員) 及び第二会議室(職員)
4. 出席者名	<p>【委員】 宇野 二郎 新名 孝信 菅原 伸治 田中 悟史 梶川 浩二 野村 真弘 落合 信也 茶園 利紀 須藤 進 熊谷 洋子 橋本 千津子 本多 利恵</p> <p>【市側】(水道部長) 吉川 賢一 (水道部次長) 尾池 嘉治 (経営管理課長) 畑 拓哉 (同主査) 高橋 豊 (同スタッフ) 中村 知暉 (同スタッフ) 中者 真一 (上水道課長) 萩原 由紀夫 (同主査) 遠藤 美樹 (下水道課長) 平井 誠 (終末処理場長) 高橋 光男 (同主査) 石丸 直稔</p>
5. 審議会の経過	<p>※以下は、事務局が発言の要旨を要約しており、いわゆるテープおこしをしたものではありません。</p> <p>(1) 開会 事務局より委員の過半数以上の出席により審議会が成立したことの報告。</p> <p>(2) 市長挨拶 原田市長から開会にあたり挨拶。</p> <p>(3) 委員・職員自己紹介 委員改選に伴い、全委員及び職員の自己紹介。</p> <p>(4) 会長・副会長選出 委員による互選の結果、会長に宇野委員、副会長に菅原委員が選出される。</p> <p>(5) 会長挨拶 宇野会長より就任の挨拶。</p> <p>(6) 報告 <p>【水道部組織図について(資料①)】及び【現況と今後の展開について(資料②)】の説明後に一括して質疑を行い、その後に【上下水道管路台帳システム構築に伴う手数料の徴収について(資料③)】の説明・質疑を行うこととした。</p> <p>○水道部組織図について(資料①) …資料1ページ ※経営管理課長より説明。</p> <p>○現況と今後の展開について(資料②) …資料2～5ページ ※経営管理課長・上水道課長・下水道課長・下水終末処理場長より、それぞれ説明。</p> </p>

<質疑応答>

【現況と今後の展開について（経営管理課）】…資料2ページ

(委員)

資料中「今後の展開」の中の計画（下水道事業）において、令和3年度の経営戦略の改訂を下水道事業ビジョンの新規策定と併せて一本化することとのだが、完成時期と内容はどのようなものか。

(説明員)

平成30年5月に作成した恵庭市下水道事業経営戦略を、今年度、新たに作成する下水道事業ビジョンと併せて改定を行い、一本化することを考えている。

内容については次回の経営審議会（年内予定）にて素案を提出させていただき、委員の皆さんに審議いただいた後に市議会に報告、その後のパブリックコメントを経て令和4年3月の完成を目指す。

【現況と今後の展開について（上水道課）】…資料3ページ

(委員)

資料中「今後の展開」に記載している応急給水体制の強化について、昨年、南島松に容量100tの緊急貯水槽が整備され、私も見学してきた。

今後の計画において、新たな貯水槽というのは、いつ頃どの場所に整備する予定なのか。

又、給水車の購入はいつ頃を予定しているのか。

(説明員)

緊急貯水槽の整備計画は、当初、令和9年度までに全体数として4基を計画していたが、財源確保の問題や一般会計への費用負担の課題もあり、再度、計画の見直しを検討しているところである。

給水車の購入は、令和4年度を予定している。

【現況と今後の展開について（下水道課）】…資料4ページ

(委員)

資料中「今後の展開」に記載している個別排水処理施設の設置及び維持管理について、下水道事業計画区域外の家屋を対象としているが、恵庭市内では何戸程度が対象となるのか。

(説明員)

戸数についての詳細は把握していないが、現在の人口における普及率で計算すると、計画区域外では60%の整備が完了している状況。

(委員)

それでは40%が未整備ということになるが、恵庭市全体としての下水道事業計画区域外の割合はあまり大きくないということか。

又、下水道処理区域内で未整備の地域についての今後の予定は。

(説明員)

恵庭市全体で考えると、生活排水は98%処理出来ている状況である。

下水道事業計画区域外においては、河川整備の改修が終了していない地域もあることから、その地域については改修のタイミングに合わせて整備を行いたい。

それから、下水道処理区域内における未整備地域については、現在、合流地区の分流化整備を優先しているため、その後に随時実施していく。

【現況と今後の展開について（下水終末処理場）】…資料5ページ

(委員)

資料中「今後の展開」に記載している包括的民間委託について、保守点検と連携した修繕業務を進めることが可能との説明があったが、ここに記載している修繕業務とはどの程度までの範囲までを含むのか。

保守点検によって機器の交換が必要となった場合も修繕業務に含むのか。

(説明員)

修繕業務の範囲については、まず金額的には130万円以下の内容で考えている。

設備の更新となると、整備計画・優先順位を決めて補助金を利用し行うが、補助事業として整備出来ない業務も年間約7,000万円程度あり、受託者へは1件当たり130万円以下とし、更に年間の金額も限定し、その範囲で保守点検と一体化で実施していただくことを考えている。

行政が修繕業務を行う場合、手続き等々でどうしても時間を要してしまう。

先ほどの説明のとおり、下水終末処理場は昭和55年に供用開始して既に40年を経過しており、設備もかなり老朽化していることから、日々の点検と併せて故障時にすぐに機能回復が出来る体制とするために、今回、包括委託の業務範囲に加える考えで検討していきたい。

(委員)

資料中「現況」に記載しているバイオマス発電事業について、令和2年度の

ガスの売却益が8,300万円ととても好調であるが、どこで発電しているのか。

(説明員)

バイオガス発電設備は、下水終末処理場の敷地内に設置されている。

下水終末処理場の役割は、バイオガス発電の燃料（消化ガス）を発電事業者に送り、その消化ガスの売却益を下水終末処理場の維持管理費に補充するもので、その昨年度の実績が8,300万円であったということ。

発電事業者は、その消化ガスを燃料としてガス発電を行い、それを北海道電力（株）に売却する。

その事業を恵庭市と発電事業者とで20年の期間で契約している。

発電事業者は、北海道電力（株）への売却益を充当し、20年間の事業運営を行う取組みとなっている。

(委員)

発電事業者はどこか。

(説明員)

民間事業者の水 i n g（スイイング）エンジニアリング（株）であり、公募型プロポーザルにより事業者として決定した。

(委員)

消化ガスを送る施設は、どこが建設したのか。

恵庭市として、投資は行っていないのか。

(説明員)

施設は民設民営のため、恵庭市では下水終末処理場の敷地を貸与しているだけであり、施設の建設費・維持管理費・保守点検費等は全て発電事業者で負担している。

(委員)

施設が下水終末処理場の敷地内に設置されているならば、借地料は支払われているのか。

(説明員)

借地料は、設置事業者より支払われている。

○上下水道管路台帳システム構築に伴う手数料の徴収について（資料③）…資料6ページ

※上水道課長より説明。

<質疑応答>

(委員)

手数料の予定価格が200円から300円程度となると、年間1,500件が窓口を利用すると仮定して、1年で30万円から45万円の収入となるが、実際の機器の減価償却費・諸雑費・保守費用といった所要費用はどの程度か。

(説明員)

新システムは今年度構築するが、構築費として約4,600万円を見込んでいる。現在、窓口に関わる機器費に対して精査を行っているが、タッチパネル式のシステムで約200万円、5年の減価償却と考えており、そこから積算し手数料は200円から300円の範囲と考えている。

(委員)

窓口調査の件数の前提にも左右されるので、明確に計算出来る訳ではないが、根拠ある原価計算に基づいた算定をお願いしたい。

○報告の全体をとおして

<質疑応答>

(委員)

2ページ目の「現況と今後の展開について(経営管理課)」に戻るが、資料中「今後の展開」に記載しているオートロックマンションの給水停止について質問したい。

1点目として、オートロックマンションでは、給水停止のための建物内への立入拒否やその場合の契約解除の検討、それに伴う問題はあるのか。

2点目として、水道料金が支払えない状況にある人について、例えば福祉課といった他部署との連携をするのか。

(説明員)

1点目のオートロックマンションの給水停止の立入については、入居者が料金を支払わない場合、給水停止措置を行うが、オートロックマンションでは鍵がなければ入れない・暗証番号が必要といったケースを想定し、要綱等で手順を定めている。

基本的には所有者及び管理会社に連絡を取り、手続きを経て立入させてもらう。年に数件しか発生していないが、立入を拒否された事案はない。

手法として、状況をご理解いただいた上で鍵を貸してもらう場合と、暗証番号の確認を行う場合があり、現在までトラブル等は起きていない。

2点目の給水停止の対象者が支払い困難であった場合について、本人の了解を得

て福祉部局に相談を促したり、連携を図るケースはある。

その場合、こちらから強制的に福祉部局と調整することは出来ないため、生活困窮状況を相談出来る窓口があることを対象者に伝えている。

福祉部局において既に相談等されている方については、該当部局と連携を取りながら納付していただけるように促していく。

(委員)

私からも、2ページ目に関して質問させてもらいたい。

資料中「現況と今後の展開」に記載している漏水防止対策の強化において、ここで記載している空き家の基準は。

(説明員)

水道の契約者について、システム上で契約情報の管理を行っており、恵庭市で数万件の契約者がいる。

一戸建ての場合、退去することで給水契約が終了し、定義としてはその状況で空き家となるが、賃貸の一戸建てやアパートであれば1～2ヶ月の短期間で次の入居者が決まり、入退居が繰り返される。

しかし、所有者が退去した一戸建ての場合、空き家状態が長期となる場合があり、その状態の家屋を冬期間になる前に所有者と調整し止水していく。

初春が最も凍結による漏水が多いため、それを未然に防ぐ目的で行っている。

令和2年度より、退去の際に止水の要望があった場合には、止水する体制は整えている。

(委員)

集合住宅の場合、どのような状況を指すか。

(説明員)

集合住宅の空き家の定義については、1棟まるごと空き家となる状況等様々あると考え、現在データの抽出を行っているところで、今年度検討中である。

(7) その他

○今後のスケジュールについて (資料④)

※経営管理主査より説明

○報酬の支払いについて

※経営管理課スタッフより説明

(8) 閉会

終了時間 11:15